

$$\text{世帯の合計指数} = \text{父の基準指数(上限 50)} + \text{母の基準指数(上限 50)} + \text{調整指数}$$

1. 基準指数

保護者の状況（保育が困難な場合）					
番号	種類	細目	基準指数		
1	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態	50		
		月20日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態	45		
		月20日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態	40		
		月16日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態	40		
		月16日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態	35		
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態	30		
		月12日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態	30		
		月12日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態	25		
		月12日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態	20		
		上記以外の勤務（ 注意点a ）	15		
内職	月12日以上、4時間以上の勤務を常態	15			
	上記以外の勤務（ 注意点a ）	10			
2	出産	出産前後の休養のため保育が困難な場合 (出産予定月とその前後2か月の計5か月以内の実施)	30		
		出産期間のみ保育を希望 上記以外の場合	15		
	育児休業	育児休業取得中で育児休業対象児以外の申し込みの場合	10		
3	疾病	入院1か月以上(予定を含む)	50		
		居宅内療養	常時病臥	50	
			精神性	精神障害者保健福祉手帳3級程度以上	50
				上記以外の程度	35
		一般療養	安静を要する状態	30	
		通院加療のため保育にあたることができない状態	20		
	障害	身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級以上、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳3度以上を所持	50		
身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級以下、愛の手帳4度を所持		35			
身体障害者手帳4級以下を所持		20			
4	介護・看護 (病院・施設付添い)	月20日以上、7時間以上の付添い	50		
		月20日以上、5時間以上7時間未満の付添い	45		
		月20日以上、4時間以上5時間未満の付添い	40		
		月16日以上、7時間以上の付添い	40		
		月16日以上、5時間以上7時間未満の付添い	35		
		月16日以上、4時間以上5時間未満の付添い	30		
		月12日以上、7時間以上の付添い	30		
		月12日以上、5時間以上7時間未満の付添い	25		
	月12日以上、4時間以上5時間未満の付添い	20			
	介護・自宅看護	重度障害者(身体障害者手帳1・2級)等により全介護が必要	50		
		常時観察及び介護(食事・排泄・入浴の介護)が必要	40		
		上記以外の介護(自宅外介護を含む)が必要	20		
	送迎	病院・心身通園施設等の送迎	15		
5	災害	災害等により自身の家屋の損傷、復旧等のため保育にあたることができない場合(6か月以内の実施)	50		
6	災害復旧	災害復旧活動のため、外出を常態(6か月以内の実施)	注意点b		
7	勤務内定	勤務が内定している場合（ 注意点c ）	20		
8	求職中	求職のため、外出を常態(3か月以内の実施)	10		
		世帯主(生計中心者)が失業(自己都合を除く)し、求職のため外出を常態(3か月以内の実施)	注意点d		
9	就学等	就学・技術習得等のため保育にあたることができない場合	注意点b		
10	不存在等	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等	50		
11		上記に掲げるもののほか、明らかに保育にあたることができないと認められる場合	注意点e		

基準指数の注意点

- a 【上記以外の勤務】は利用調整のみの適用とし、月 48 時間に満たない場合、認定は求職活動になります。
- b 番号 1 の居宅外(内)労働を適用します。
- c 入園希望月の翌月 1 日までに月 48 時間以上の勤務が内定していて、「就労証明書」の提出があった場合は、番号 7 の勤務内定を適用します。
- d 離職票等で離職日から3か月以内かつ退職理由が会社都合と確認できた場合は、入園希望月(翌月 1 日付を含む)までに月 48 時間以上の勤務を開始する「就労証明書」の提出により、番号 1 の居宅外(内)労働を適用します。
- e 番号 1～6 を適用します。

《その他》

- ・ 勤務時間は休憩時間を除きます。勤務日数・時間等が不規則な場合は、シフト表等に基づき利用調整指数を適用します。
- ・ 「就労証明書」の就労日数や給与等により実績を確認し、整合性がとれない場合は、番号 7 の勤務内定を適用します。
- ・ 外国籍の方で、在留資格と「就労証明書」の内容に整合性がとれない場合は、減点になります。
- ・ 勤務している方で出産予定がある場合は、産休後の予定により利用調整指数が異なります。
- ・ 入園希望月(翌月 1 日付を含む)までに育児休業が終了、又は育児休業を短縮し復職する場合は、番号 1 の居宅外(内)労働を適用します。ただし、復職後 2 週間以内に復職日以降の証明日が明記された「就労証明書」、又は育児休業延長後 2 週間以内に「育児休業の取得に関する教育・保育給付認定変更申請書」の提出がない場合は、番号 8 の求職中を適用します。
- ・ 基準指数で適用される番号は原則として 1～11 の中のひとつです。ただし、申し込み状況によって複数適用される場合があります。

2. 調整指数

番号	条 件	指数	
1	生活保護世帯	+10	1～2 重複適用 しない
2	ひとり親世帯で同居又は同居所の祖父母がいない場合 (注意点a)	+10	
3	同居又は同居所の祖父母(60歳未満)が無職又は求職中の場合 (注意点a)	-6	
4	未就学児が3人以上いる場合	+1	4～9 重複適用 しない
5	双生児以上の申し込みの場合	+1	
6	申込児(転園申込児を含む)のきょうだいが入園を希望する保育施設に在園中、又は4月入園の利用調整時にきょうだいがすでに内定している場合 (注意点b)	+6	
7	育児休業取得により一時退園し、育児休業終了後に再入園の申し込みをする場合 (注意点c)	再入園申込児 +10 再入園申込児のきょうだい +6	
8	申込児を江戸川区の保育ママに預けている場合 【4月入園の1歳児クラスで区立保育園の利用調整時のみ適用】 (注意点d)	+6	
9	申込児を認可保育施設又は認証保育所もしくは企業主導型保育所に預けている方で、その施設に年齢制限があるため、継続利用ができない場合【保育証明書を提出した場合で4月入園の利用調整時のみ適用】(注意点e)	+1	
10	区外在住者(転入予定がある方を除く) (注意点f)	-10	
11	保護者が身体障害者手帳4級以上又は愛の手帳4度以上もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持し、勤務を常態としている場合 (注意点g)	+1	
12	保護者が聴覚・言語障害者3級以上の場合	+1	

調整指数の注意点

- a 【同居又は同居所】は、別世帯でも住所が同じ場合やマンション等の同じ建物に住んでいる場合を含みます。
- b きょうだいが同じ入園希望月に他の保育施設へ転園の申し込みをして、転園が内定した場合は、対象外になります。
- c 出産月の前後 2 か月の間に、育児休業取得に伴い退園し、復職する時に退園児(上の子)と同時にきょうだいを申し込む場合にのみ適用します。
- d 区立保育園の利用調整時のみ適用します。私立の保育施設の利用調整時には適用しません。
- e 連携施設が設定されている地域型保育事業は、対象外になります。連携施設については、43 ページをご覧ください。また、【認証保育所もしくは企業主導型保育所に預けている方】は、定期的に月 160 時間以上預けている方のことをいいます。
- f 【転入予定がある方】は、転入先住居の「賃貸借契約書」又は「売買契約書」のコピー等を提出できる方のことをいいます。
- g 基準指数が番号 1 の場合に限りです。また、【勤務を常態】は月 48 時間以上の勤務を常態とし、かつ今後も同等以上の勤務が見込まれる場合のことをいいます。

3. 総合調整指数

番号	条 件	指数
1	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合	+1～40

※1～3 の利用調整指数は、申し込み時の世帯状況(申込受付期間中の提出書類の内容等)で決定しますが、入園以降も就労等の内容に変わりがないことを前提としています。

※世帯状況が申し込み時から変わった場合は、利用調整を見直します(22・26 ページ参照)。申し込み時の勤務先に復職できない場合や退職した場合は、入園の取消し又は入園月の月末で退園になることがあるためご注意ください。

※証明書等について、就労先事業者等に無断で作成し、または改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。※保育料の未納がある世帯は、金額の大小に関わらず、納付があるまで利用調整の対象外となります。

【指数が同点になった場合】

利用調整指数が同位指数のときは、保護者の状況、経済状態、家庭環境等を総合的に勘案して利用調整を行うものとします。比較する主な項目は下記のとおりです。※項目の順番は、優先される順位ではありません。

保護者が江戸川区民である(転入予定がある方を含む)
保護者いずれかが単身赴任や海外出張等がある(入園後6か月以上不在の場合)
ひとり親の世帯
同一世帯における18歳未満のお子さんの数
申込児を江戸川区の保育ママに預けている(4月入園の1歳児クラスの利用調整時のみ該当)
就労実績の有無(直近3か月の就労日数や給与等の実績、課税情報等をもとに判断)
就労等の拘束時間(就労の場合は、通勤時間と残業時間を除いた始業から終業までの時間)
基準指数が高い
申込児を認証保育所等に預けている方で、その施設に年齢制限があるため、継続利用ができない(4月入園の利用調整時のみ該当)
新規の申し込み・転園の申し込み(原則として、転園の申し込みより新規の申し込みを優先)
保護者の収入(世帯の合計収入)
祖父母の状況

【区立保育園の延長保育の実施に伴う利用調整基準指数】

番号	保護者の状況			指数	
1	居宅外労働	基準指数	18:30以降、保育が困難	月20日以上	5
				月16日以上	4
				月12日以上	3
				上記以外	1
		加算指数	18:30以降、延長保育申込児が、延長保育申し込み時に月12日以上有料保育を利用している	2 (世帯単位)	
2	居宅内労働	基準指数	18:30以降、保育が困難	月20日以上	4
				月16日以上	3
				月12日以上	2
				上記以外	1
3	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等のため、保護者いずれかが不存在			5	
4	保護者が以下①～⑤のいずれかの状況にある場合は、上記の番号1及び2を適用します。 ①疾病・障害のため、保育が困難 ②自宅介護・看護、又は病院・施設の付添い介護・看護のため、保育が困難 ③病院・心身通園施設等の送迎のため、保育が困難 ④災害等により自身の家屋の損傷、その他災害復旧活動のため、保育が困難 ⑤就学・技術習得等のため、保育が困難				
5	特に必要があると区長が認めた場合			1～5	

※現在育児休業を取得中の方など、直近3か月の就労実績がない方は、延長保育の基準指数は1となります。